

試算結果の概要

事務局試算

厚生年金の給付水準調整終了時の所得代替率(新規裁定年金)

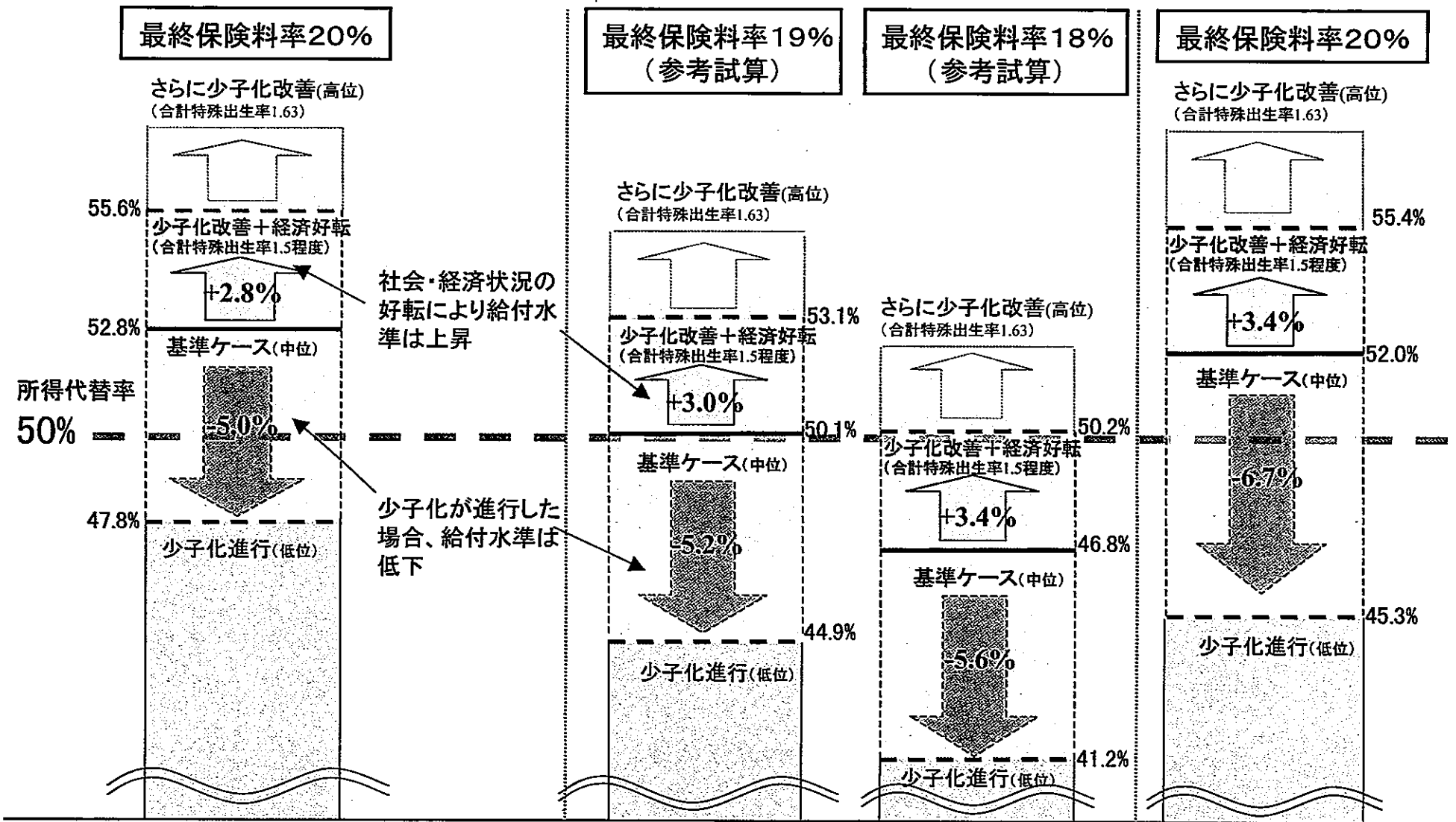
事務局試算

(試算結果の概要 ①)

永久均衡方式

実績準拠法を基本とした早期調整(注)

実績準拠(参考試算)

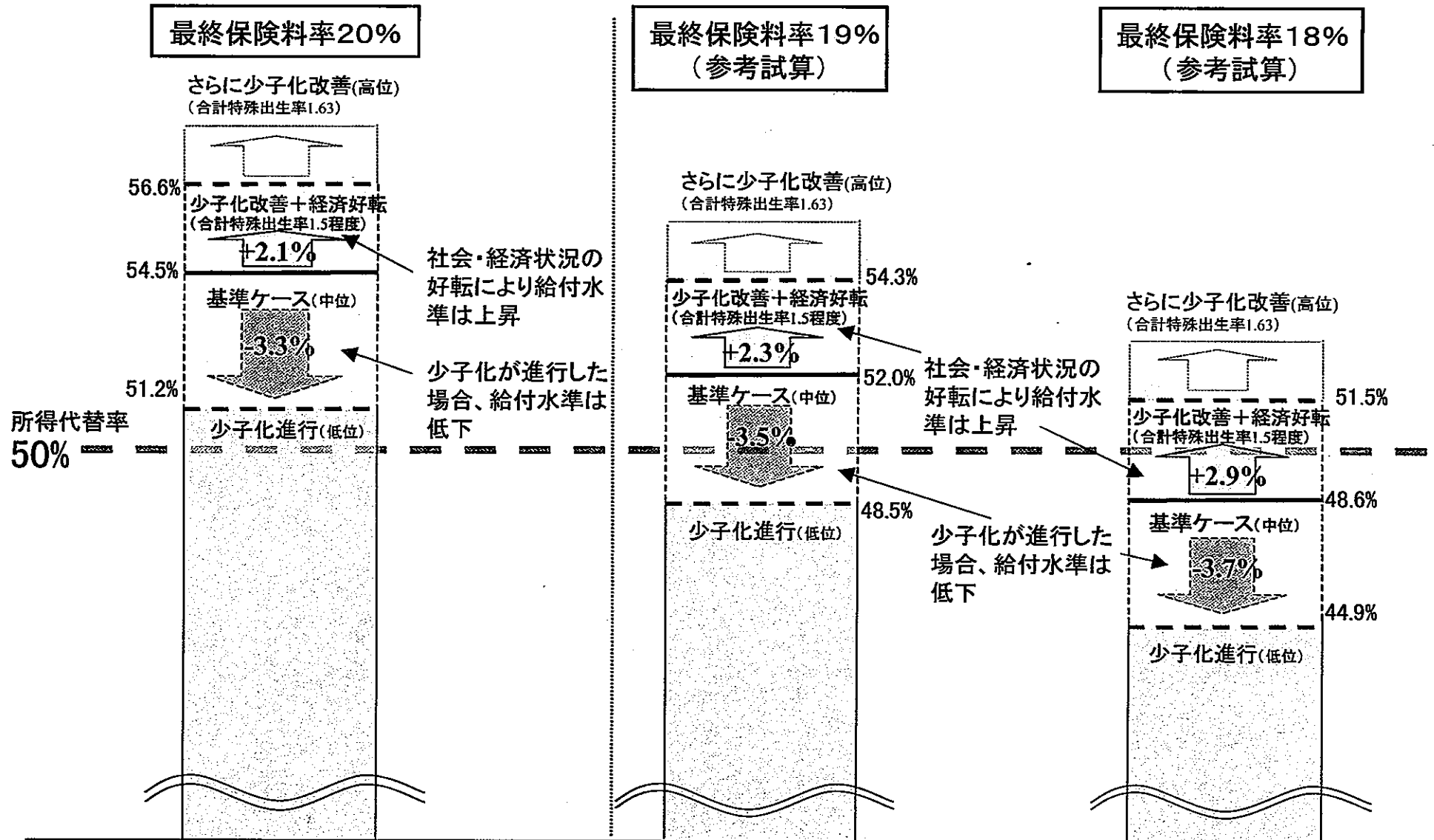


(注)実績準拠法で寿命の伸びなども勘案した早期の給付水準調整を行うものとした。この方法は将来見通し平均化法の調整速度とほぼ一致するので、本試算では将来見通し平均化法により計算した。

(試算結果の概要 ②)

有限均衡方式 《財政均衡期間を95年間(2005~2100年)とした場合》

実績準拠法を基本とした早期調整の場合



(試算結果の概要③)

永久均衡方式

- 厚生年金の最終保険料率を20%とし、実績準拠法で寿命の伸びなども勘案した早期の給付水準調整を行った場合、給付水準調整終了時の給付水準を平均的な片働き世帯の所得代替率（新規裁定時）（以下「モデル年金の所得代替率」）でみると、基準ケースで53%程度であるが、社会経済状況が好転すると上昇し（モデル年金の所得代替率で3%程度上昇）、少子化が進行した場合は低下する（モデル年金の所得代替率で5%程度低下）。
- 厚生年金の最終保険料率を20%より低い水準で固定した場合、給付水準調整終了時の給付水準は低下し、最終保険料率が1%低下すると、モデル年金の所得代替率はおおよそ3%程度低下する。

有限均衡方式 《財政均衡期間を95年間(2005~2100年)とした場合》

- 給付と負担の均衡を考える期間を95年間（2100年度まで）に限定する有限均衡方式とした場合、2100年度以降の高齢化率の見通しが高い期間が計算に入らないこと等から、永久均衡方式に比べ、給付水準調整終了時の給付水準は上昇する（モデル年金の所得代替率でみて、基準ケースの場合2%程度上昇）。
- 給付水準調整終了時の給付水準は、永久均衡方式の場合と同様に、社会経済状況が好転すれば上昇し（モデル年金の所得代替率でみて、2~3%程度上昇）、少子化が進行した場合は低下する（モデル年金の所得代替率でみて、3~4%程度低下）こととなるが、その上昇又は低下の幅は永久均衡方式に比べ小さくなる。

試算上の保険料(率)及び国庫負担の前提

《保険料負担の上限》

- 厚生年金の最終的な保険料率は、年収の20%の他、参考として年収の19%及び18%とするケースについても試算した。

《保険料の引上げペース》

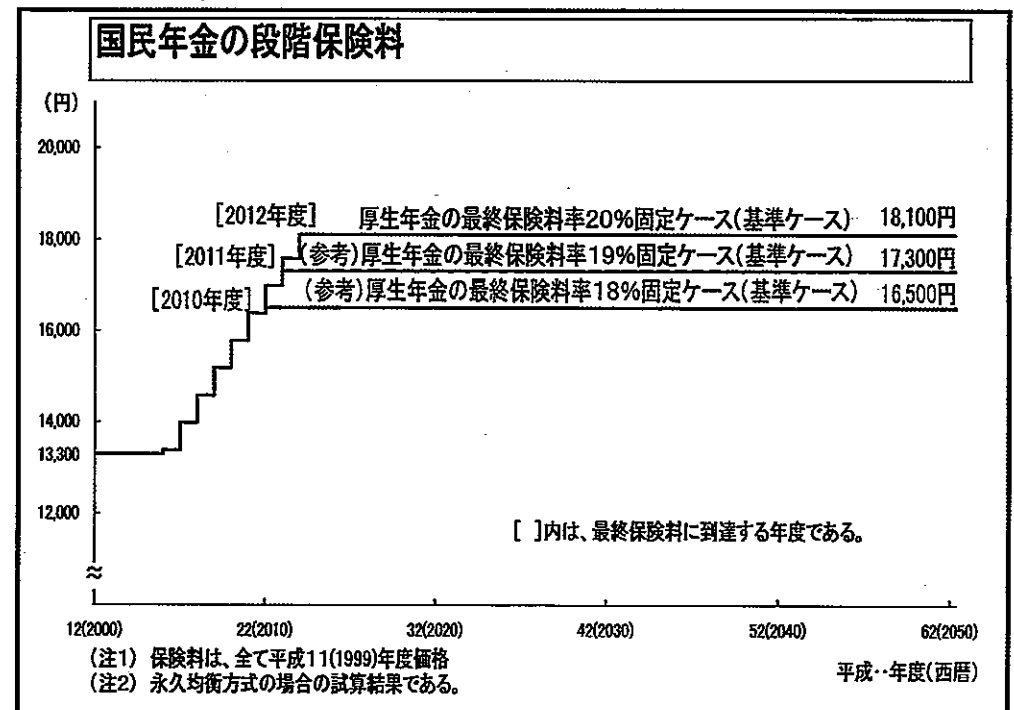
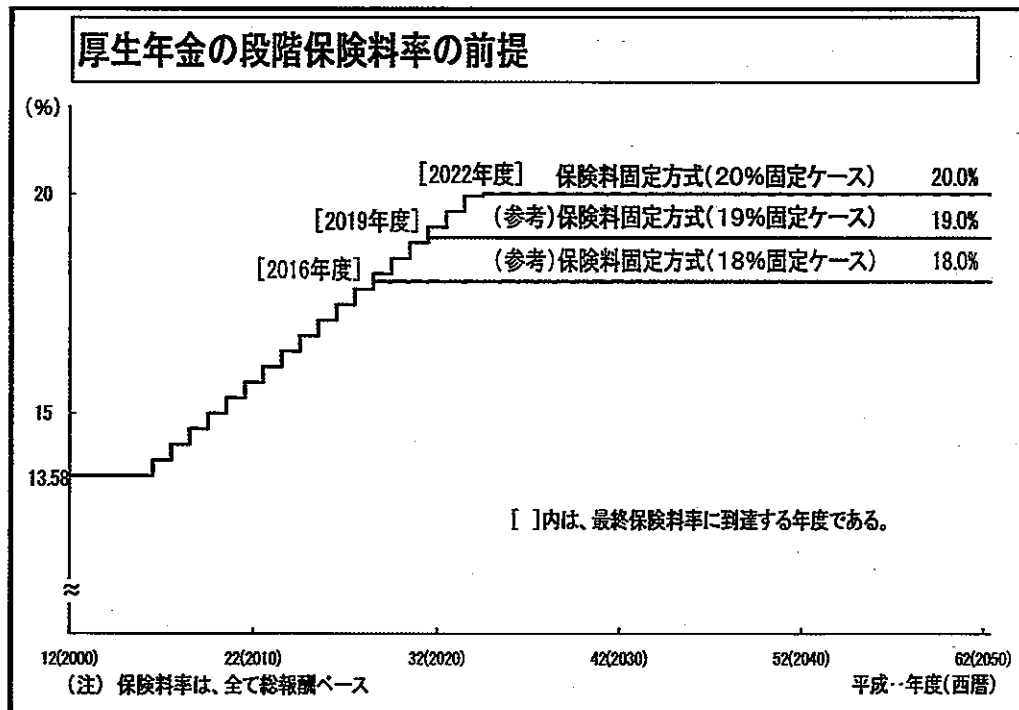
- 保険料は最終保険料に到達するまで、毎年度小刻みに引上げ、5年間の引上げ幅を平成11年財政再計算と同じとしている。

(単年度当たりの保険料(率)の引上げ幅; 厚生年金0.354%(総報酬ベース)、国民年金600円(平成11年度価格))

- ※ 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収36.7万円(ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分))の場合、毎年、保険料率の引上げにより、月650円程度(ボーナス1回につき1,150円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

《国庫負担》

- 平成12年年金改正法附則の規定を踏まえ、平成16年に基礎年金国庫負担割合を1/2とする他、参考として基礎年金国庫負担割合が1/3のケースについても試算した。



試算上の社会・経済状況の前提

《将来推計人口（少子化の状況）の前提》

- 「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」の中位推計を基準ケースとしている。
- 少子化改善ケースとして合計特殊出生率が1.5程度まで回復すると仮定した場合、少子化進行ケースとして合計特殊出生率が1.1まで低下する「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」の低位推計とした場合についても試算した。

	合計特殊出生率（2050年）
基準ケース（中位推計）	1.39
少子化改善ケース	1.52
少子化進行ケース（低位推計）	1.10

注：高位推計の合計特殊出生率（2050年）は1.63。

《経済前提》

- 「方向性と論点」のケースBを基準ケースとしている。
- 経済好転ケースとして実質賃金上昇率が「方向性と論点」のケースBより0.25%上昇するケースについても試算した。
(賃金上昇率を上回る実質的な運用利回りは、0.25%低下すると仮定している。)

【平成20(2008)年度以降の前提】

	実質 賃金上昇率	実質的な 運用利回り	備考
基準ケース（ケースB）	1.0%	1.25%	名目賃金2.0%、物価上昇率1.0%、名目利回り3.25%
経済好転ケース	1.25%	1.0%	名目賃金2.25%、物価上昇率1.0%、名目利回り3.25%

給付と負担の均衡を図るための財政期間 ～積立金の在り方～

- 公的年金制度における給付と負担の均衡は、将来にわたって確保していく必要がある。
- 現時点で財政計算を行う際、将来にわたるすべての期間についての均衡を考えるか否かで、財政均衡を図るための期間について2つの方式が考えられる。

＜将来にわたって均衡を考え積立金水準を維持する考え方—永久均衡方式—＞

- 現時点での財政計算において均衡を図るべき期間は、将来にわたるすべての期間と考え、永久に給付と負担が均衡するよう考える方式。
- 将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は一定の水準を維持することが必要。

給付と負担の関係は永久に均衡

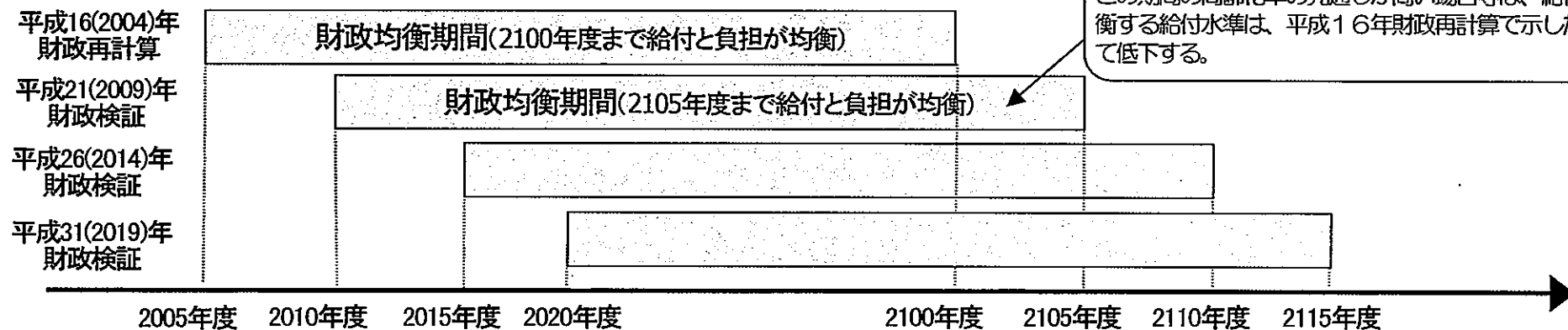
現在

＜100年程度の長期の均衡を考え積立金水準を抑制する考え方—有限均衡方式—＞

- 現時点での財政計算において均衡を図るべき期間を、既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間（例えば95年間＝2100年まで）と考え、その期間について、給付と負担の均衡を考える方式。現在アメリカはこの方式をとっている。
- 財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有（給付費の1年分程度）となるよう積立金水準の目標を設定。
- 定期的に行う財政検証ごと（例えば5年ごと）に、財政均衡期間を移動させ、常に一定の将来までの給付と負担の均衡を考える。

(注) 永久均衡方式と有限均衡方式のいずれをとっても、保険料引上げとスライド調整の方法には変わりはなく、給付水準調整の程度や調整の終了する時期の見通しに違いが現れる。

【財政均衡期間の移動（財政均衡期間が95年間の場合）】



平成21年財政検証では、平成16年財政再計算時には、給付と負担の均衡を考えていなかった期間（2101～2105年度）も含めて、給付と負担が均衡する水準まで給付水準調整を図ることとなる。
この期間の高齢化率の見通しが高い場合等は、給付と負担が均衡する給付水準は、平成16年財政再計算で示した水準と比べて低下する。

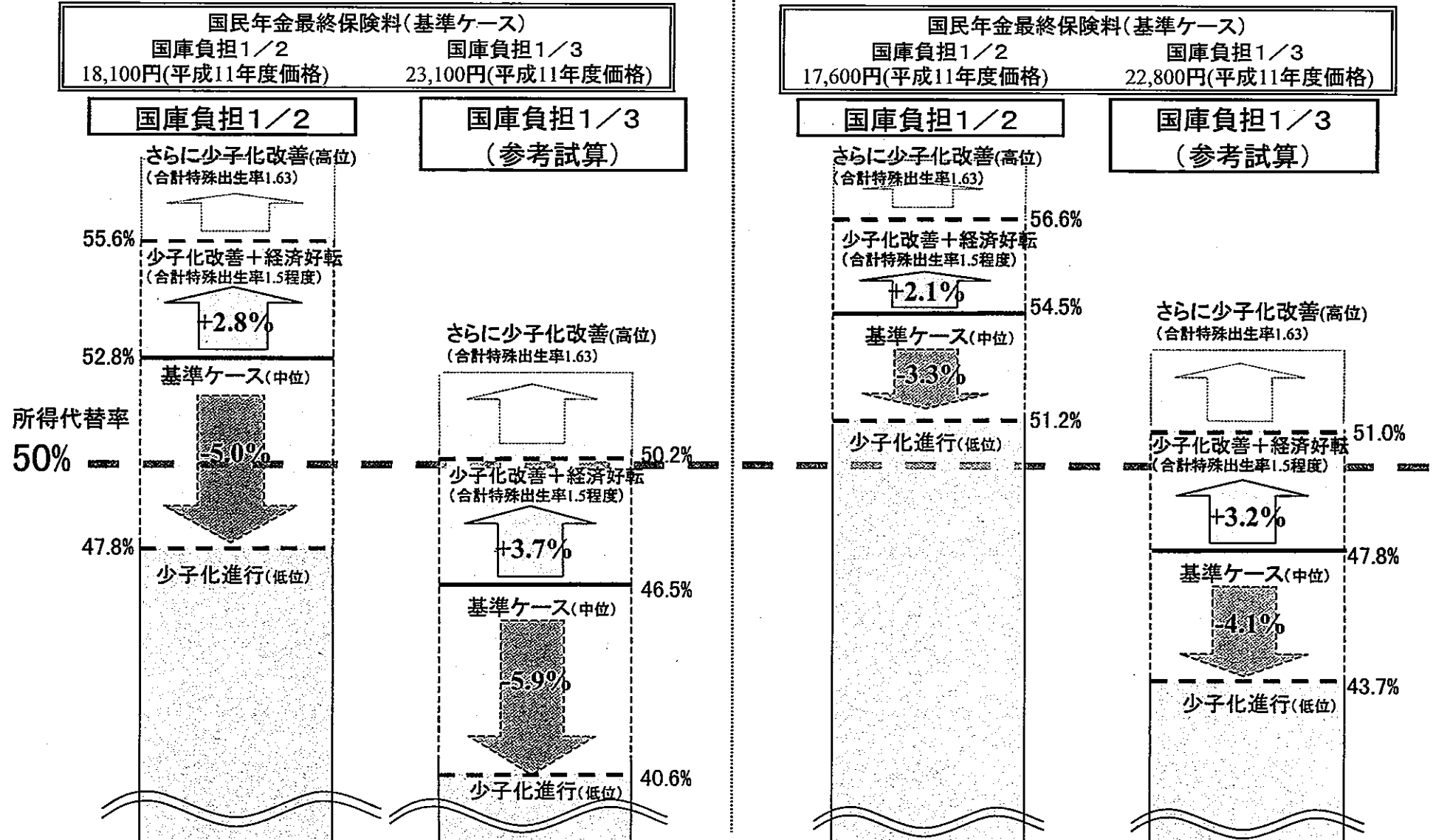
厚生年金の給付水準調整終了時の所得代替率(新規裁定年金) (参考)

(国庫負担の引上げを行わなかった場合の試算)

実績準拠法を基本とした早期調整(注)

永久均衡方式(最終保険料率20%)

有限均衡方式(最終保険料率20%)



(注)実績準拠法で寿命の伸びなども勘案した早期の給付水準調整を行うものとした。この方法は将来見通し平均化法の調整速度とほぼ一致するので、本試算では将来見通し平均化法により計算した。